

東京アクアシンフォニーの演出事業等の実施に関する年度協定（令和8年度）

東京都港湾局（以下「甲」という。）と、東京アクアシンフォニー実行委員会（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した「東京アクアシンフォニーの演出事業等の実施に関する基本協定」第5条に基づき、次の各条項により、年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（事業内容）

第1条 本協定による東京アクアシンフォニーの演出事業等（以下「本事業」という。）の内容は、別紙1「令和8年度事業計画」のとおりとする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（事業費）

第3条 本事業の予算については、別紙2「令和8年度予算書 負担金に係る収支」及び別紙3「令和8年度予算書 協賛金等に係る収支」のとおりとする。

2 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めるときには、16,000,000円を限度とし請求金額を乙に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費については、乙の請求に基づき概算をもって支払うことができる。

一 概算払による負担金を受けなければ実施が明らかに困難であると甲が認める本事業に係る経費

二 委員会運営に係る費用

3 前項に規定する概算払を行ったときは、その用件終了後速やかに、乙は甲に精算書を提出するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 本協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

（その他）

第5条 本協定に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和8年3月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京アクアシンフォニー実行委員会
委員長 若林 憲

令和8年度事業計画

1 事業目的

「東京アクアシンフォニー」（以下「噴水」という。）について、魅力的な演出により臨海副都心の新たなランドマークとして国内外の多くの人々をひきつけるとともに、更なる賑わいを創出するため、噴水の演出事業等を実施する。

2 実施概要

(1) 噴水の演出に関するプログラムの作成及びスケジュールの更新

噴水の演出に関して、東京都港湾局の設置した「東京アクアシンフォニー連携会議」内の「にぎわい創出プロジェクトチーム」において検討された内容等を踏まえ、プログラムの作成及びスケジュールの更新を実施する。

なお、実施に当たっては、東京都との年度協定に基づき、催事等に知見・ノウハウを持つ事業者が発注の上、2プログラム以上を作成する。

(2) 広報及び実行委員会ホームページの運用

噴水を広く周知し、臨海副都心の更なるにぎわい創出につなげるために構築した実行委員会ホームページについて、広報展開をはじめとした運用及び保守管理を行う。

なお、実行委員会ホームページについては、より効果的な運用ができるよう、知見・ノウハウを持つ事業者が発注の上実施することとする。

(3) 実行委員会の開催

必要に応じて随時開催する。

3 予算

別紙2「令和8年度 予算書 負担金に係る収支」及び別紙3「令和8年度 予算書 協賛金等に係る収支」のとおりとする。

以上

令和 8 年度予算書 負担金に係る収支

(収入の部)

(単位 : 円)

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	16,000,000	
	計	16,000,000	

(支出の部)

(単位 : 円)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	15,850,000	
事務局運営費	会議費	10,000	
	消耗品費	10,000	
	役務費	40,000	
	報償費	70,000	
	雑支出	20,000	
計		16,000,000	

(収入の部)

(単位：円)

大科目	内容	金額	備考
協賛金収入	協賛金	6,820,000	
前年度繰越金	前年度繰越金	15,000,000	
計		21,820,000	

(支出の部)

(単位：円)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	14,870,000	
事務局運営費	役員費	4,550,000	
	法人税、住民税及び事業税	2,400,000	
計		21,820,000	